

指 名 停 止 一 覧

資料1

No.	有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間	備 考
1	永光警備保障株式会社	大田区池上七丁目8番14号	9代表役員等の禁固以上の刑の宣告	平成29年2月7日から 平成29年5月6日まで 3か月	
2	株式会社富士通ゼネラル 東京支店	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号	3(独占禁止法違反行為)(2)イ区発注を除く関東地方におけるもの	平成29年2月14日から 平成29年6月13日まで 4か月	(支店住所) 中央区入船一丁目4番10号
3	日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部	港区芝五丁目7番1号	3(独占禁止法違反行為)(2)イ区発注を除く関東地方におけるもの	平成29年2月14日から 平成29年4月13日まで 2か月	(委任先住所) 港区芝五丁目7番1号
4	日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部	港区芝五丁目7番1号	3(独占禁止法違反行為)(2)ウ区発注を除く関東地方以外のもの	平成29年3月6日から 平成29年4月5日まで 1か月	(委任先住所) 港区芝五丁目7番1号
5	沖電気工業株式会社 統合営業本部官公営業本部	港区虎ノ門一丁目7番12号	3(独占禁止法違反行為)(2)イ区発注を除く関東地方におけるもの	平成29年2月14日から 平成29年4月13日まで 2か月	(支店住所) 港区芝浦四丁目10番16号
6	日本無線株式会社 関東支社	三鷹市下連雀五丁目1番1号	3(独占禁止法違反行為)(2)イ区発注を除く関東地方におけるもの	平成29年2月14日から 平成29年4月13日まで 2か月	(支店住所) 中野区中野四丁目10番1号
7	株式会社日立国際電気 映像・通信営業部	港区西新橋二丁目15番12号	3(独占禁止法違反行為)(2)イ区発注を除く関東地方におけるもの	平成29年2月14日から 平成29年4月13日まで 2か月	(委託先住所) 港区西新橋二丁目15番12号
8	富士通株式会社 東京支社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	3(独占禁止法違反行為)(2)ウ区発注を除く関東地方以外のもの	平成29年3月6日から 平成29年4月5日まで 1か月	(支店住所) 港区東新橋一丁目5番2号
9	香部興業株式会社	大田区東糀谷六丁目6番10号	13(公衆損害事故)(1)	平成29年4月18日から 平成29年7月17日まで 3か月	